

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年5月10日

住 所 北斗市七重浜1丁目8番1号

氏 名 日本公防株式会社 代表取締役 葛西 祐康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるな



許可の年月日	平成29年5月10日	許可番号	石環生第605号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第8号の2（木くずの破砕施設（移動式）） 木くず。		
設 置 場 所	・ 石狩市新港中央2丁目762番9 ・ 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）		
処 理 能 力	88t/日（8時間）、11t/時間		
許可の条件	1 施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書を提出すること。 なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。 2 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書を提出すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。		

(石狩振興局)